平成２８年（フ）第９３０号
大阪府交野市妙見坂７丁目10番４号
債務者　末澤由美子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９８３号
大阪市東住吉区鷹合３丁目13番11号
債務者　野間　君枝
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９９７号
大阪府豊中市新千里南町２丁目４番７―105号
債務者　深田　悦子
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０５９号
大阪市淀川区三津屋南３丁目９番19号ラ・エスペランサ101号
債務者　瀧口　龍児
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０６１号
大阪府八尾市教興寺１丁目177番地　ハイツエバーグリーン106号
債務者　前畑　清美
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６５１号
兵庫県西宮市すみれ台１丁目14番地４
債務者　西村　律子
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１２３号
兵庫県西宮市甲子園高潮町７番８号　セレニテ甲子園２―107号、前住所大阪府八尾市東山本町２丁目４番32号
債務者　實生　篤志
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１２５号
兵庫県尼崎市塚口町３丁目23番地の９　マインハイツ202号
債務者　岡田　珠江（旧姓花田）
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４０号
長崎県長崎市界１丁目９番２号　大稲ビル304、旧住所長崎県長崎市川上町15番13号
債務者　里　　久行
1　決定年月日時　平成28年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４１号
長崎県長崎市界１丁目９番２号　大稲ビル304、旧住所長崎県長崎市川上町15番13号
債務者　里　八江美
1　決定年月日時　平成28年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５０号
長崎県長崎市小江原２丁目23番13―406号
債務者　今永　和恵
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４８号
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山614番地
債務者　金城　正敏
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１０号
北海道浦河郡浦河町荻伏町12番地　荻伏Ａ団地８棟４号
債務者　福士　紋子（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
福島県二本松市表１丁目89番地８　三浦アパート３号
債務者　三浦　博之
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１１号
金沢市大額３丁目96番地　リバーサイドエル102号室、住民票上の住所金沢市北安江４丁目１番５号　都ハイツ202号（従前の住所）
横浜市青葉区田奈町21番地２
債務者　畑山　秀之
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７号
金沢市弓取町65番地
債務者　谷中　祐子
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
金沢地方裁判所民事部